

180 日を超えて入院される患者様の保険外併用療養費について

- 当院では、180 日を超えて入院され、且つ入院治療の必要性が低いとされた方（医師の判断による）からは、入院基本料の 15%を保険外併用療養費として自費徴収させていただきます。

金額等の詳細は、1 階入退院受付カウンター⑮窓口にておたずねください。